

# **射水市における行財政改革の 推進に向けた提言**

**平成20年1月30日**

**射水市行財政改革推進会議**

## はじめに

射水市行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、地方分権時代に対応した簡素で効率的な財政運営及び市民に開かれた行政運営をより一層進めるため、平成18年8月に設置されました。この間、推進会議では、市の行財政改革の基本的な考え方を示した射水市行財政改革大綱やその具体的な取組を示した射水市行財政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）の策定に当たり、意見を述べてきたところであります。

さて、射水市が誕生して2年が経過しましたが、市の取り巻く財政環境は依然厳しい状況が続いております。行財政基盤を強固にし、持続可能な行財政運営を確立するためには、合併効果を最大限に生かした取組を着実に実施する必要があります。

このような中、推進会議では、今年度の重点課題として、以下の7項目について、5回の会議を開催し議論を重ねてきたところであります。

### 【重点課題】

- 「市単独補助金の見直しについて」
- 「事務事業の見直しについて」
- 「保育園等の民営化について」
- 「公共施設の適正配置について」
- 「審議会の在り方について」
- 「未利用財産の活用等について」
- 「学校給食業務について」

このたび、上記7項目に関する推進会議の意見を提言として取りまとめました。

射水市におかれては、本提言の内容を十分尊重され、行財政改革を断行されることを切望いたします。

平成20年1月30日

射水市行財政改革推進会議  
会長 奥野忠正

## 1 市単独補助金の見直しについて

市単独補助金については、全般的に既得権化・常態化が見受けられる。補助金は、あくまでも公益上必要がある場合のみ交付されるものであり、補助目的が既に達成されたものや事業効果が明確でないもの、補助団体の自立性を阻害しているものについては廃止すべきである。

また、新規の補助金については、真にやむを得ない場合のみに限定するとともに、対象経費、交付額についても必要最低限にとどめる必要がある。

一方、今後も引き続き補助が必要な事業については、以下の具体的な手法により見直しを求める。ただし、市が他の地方公共団体と連携して助成している事業については除外する。

### 【見直しの手法】

#### (1) 終期の設定等

新規の補助金について、原則として補助期間を3年とすること。

その他の補助金については、必要性等を厳しく精査し、3年ごとにゼロベースからの見直しを図ること。

#### (2) 対象経費の適正化

すべての補助事業について、対象経費を明確にするとともに、次に掲げる経費については、対象経費から除外すること。

ア 飲食費（懇親会費）

イ 慶弔費

ウ 交際費

エ 研修旅費

#### (3) 補助率等の見直し

原則として、定額補助を廃止し、補助率及び上限額を設定すること。

補助率が3分の1を超えるものについては、原則として3分の1以内に引き下げ、既に3分の1以内のものについても、一層の縮減を図ること。

#### (4) 補助団体の自立的取組の促進

実質的に市が主体となって実施している事業（実行委員会方式等）にあっても、その必要性等を十分検証するとともに、今後も継続する必要がある事業については、補助事業の本来の趣旨に立ち返り、市の関与について適切な方法に見直すこと。

## 2 事務事業の見直しについて

事務事業については、社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化する中、既存の事務事業を漫然と継続することなく、事業の必要性や効果をゼロベースから検証し、事務事業の再編・整理や廃止・統合を図るべきである。

また、今後とも質の高い公共サービスを提供していくため、民間事業者が実施した方がより効率的・効果的と判断できる事業については、指定管理者制度の積極的な導入等民間活力を有効に生かし、行政自らが担う役割に重点化すべきである。

## 3 保育園等の民営化について

保育園等については、女性の就労機会の増加や核家族化等に伴い、保護者のニーズが多様化しており、一層の保育サービスの拡充が求められている。

一方、市内の公立保育園は、老朽化が目立ち大部分の保育園において改築又は大規模改修が必要となっている。また、財源面では、国の三位一体の改革により、公立保育園の整備・運営費が一般財源化されている。

今後は、これらの状況を踏まえ、安定した運営が可能な一定規模を有する保育園等を対象として、民営化による保育サービス等を推進すべきである。

## 4 公共施設の適正配置について

平成20年度からスタートする総合計画に基づいて、計画的な公共投資が予定されることから、本市における公共施設の配置の現状についても厳しく精査し、合併効果を生かした公共施設の統廃合・廃止等を進めるべきである。

このことから、集中改革プランにおける義務教育施設を除く「その他公共施設」について、今後の配置計画を速やかに検討し、(仮称)射水市公共施設適正配置計画の策定を求める。

## 5 審議会の在り方について

射水市が発足してから現在まで、事務事業の根幹となる基本構想や基本計画等を策定するため、一斉に審議会等が設置されてきたが、委員構成や委員の選任について、各部門で様々な取扱いをしているため、市として統一的な基準を作成すべきである。

なお、基準の作成に当たっては、委員報酬の適正化や女性委員の選任率の向上、重複委員の負担軽減等に十分留意すべきである。

## 6 未利用財産の活用等について

未利用財産のうち売却処分地として分類したものについては、個々の用地が抱える課題を早急に解決し速やかに売却すべきである。また、動産についても、現状調査等を早急に進め早期に方向性を定めるべきである。

## 7 学校給食業務について

学校給食業務の在り方について数次にわたり審議を重ねた結果、その調理方式については、第一に行財政改革推進の立場から、第二に国の指導、第三に全国・県内他自治体の動向及び技術進歩による質的向上等から、共同調理方式を選択することが適当である。併せて、民間活力を有効活用し、学校給食の質を低下することなく、効果的・効率的な業務を推進すべきである。

なお、調理方式の審議において議論のあった「食育」については、その重要性を認識し、今後十分配慮すべきである。